

情報提供

那医発第 693 号
令和 5 年 3 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1838 号 F

令和 5 年 3 月 15 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子
(介護保険担当理事)



厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

令和 5 年 2 月 17 日に介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うための告示が一部改正されたことが示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

主な改正内容としては、介護支援専門員実務研修については、地域共生社会の実現に向けて科目内容を充実させるために科目名が変更・追加されたことや、高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数が増加されております。

主任介護支援専門員研修については、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を取得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア (EOL(エンドオブライフ)ケア) を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」とする等となっております。

また、実施要綱及び法定研修に係るガイドラインについても見直しが行われ、近日中に公表が予定されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について
(令和 5 年 3 月 8 日 日医発第 2283 号 (介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:宮城、平良
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp